⑵　競争参加資格要件
①　単体の場合　開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「トンネル非常用設備工事」の参加資格を有している者(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。
②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち「トンネル非常用設備工事」の参加資格を有している２者で構成された特定建設工事共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けたものを除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体
⑷　平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。)
①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合
㋐　同種工事　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記(a)～(c)に示す全てを実施した工事
(a)　機器の製作（他社への依頼製作を含む。)
(b)　機器の設置
(c)　試験調整
⑸　次に揚げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。)している期間とし、平成25年４月から平成26年７月までを予定している。
①　専任の主任（監理）技術者が、建設業法上の許可業種（消防施設工事業）に係る資格を有する者であること。
②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理)技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)
㋐　同種工事　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について機器の設置及び試験調整を実施した工事
③　現場代理人、主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　主要設置予定機器等の評価
①　主要機器の製造予定業者が、平成14年度以降に下記に示す機器の納入実績を有すること。
㋐　主要機器　「施設機材仕様書集　中日本高速道路株式会社」によるトンネル非常用設備
㋑　同種機器　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤
②　主要機器の24時間保守技術支援体制を有すること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑻　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に揚げる事項を満たしていること。
①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種（消防施設工事業）に係る資格を有すること。
③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
④　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
その概要を下記に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。
⑵　評価項目及び評価指標　総合的なコストの縮減の保証条件等、工事目的物の性能・機能に関する事項の保守体制及び機器等の維持管理性向上、工事目的物の品質管理に関する事項の品質管理、工事目的物の工程管理に関する事項の工程管理、社会的要請への対応の環境に配慮した機器の使用を評価項目とする。
評価項目を達成するため、「無償保証期間（製品保証)」・「保守部品の部品供給保証期間」・「当社からの連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間」・「機器等の維持管理性向上に関する提案」・「品質管理体制」・「工程管理に関する創意工夫」・「消費電力量の削減」を評価指標とする。
⑶　評価項目内容　技術提案の下記評価項目④⑤については、評価項目毎に５提案以内とし、６提案以上の場合は不採用とする。また、下記評価項目⑥については、３提案以内とし、４提案以上の場合は不採用とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み下記評価項目④⑤はそれぞれＡ４版５枚以内、下記評価項目⑥はＡ４版３枚以内、評価項目④～⑥合わせてＡ４版13枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不採用とする。